

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、福岡県内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、福岡県（以下「甲」という。）が、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(災害廃棄物)

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前三号の実施に必要な事業

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に乙からの円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急時等文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車輛の台数等
- (4) 処理等の希望日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理した廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車輛の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、要請を行った市町村等が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県環境部廃棄物対策課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他都道府県における災害廃棄物の処理等について支援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車輛の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成15年3月27日

平成29年2月17日 (一部改正)

甲 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 小川 洋

乙 福岡市博多区吉塚本町13-47 福岡県国保会館2階
公益社団法人福岡県産業廃棄物協会

会 長 鎌田 幸男